

2016年春闘

京都春闘共闘

要求基準・初任給・年齢別目標等と賃金の底上げのとりくみ**1、2016年春闘での重点要求****●賃金引き上げ要求について**

- 雇用形態のいかんにかかわらず、生活改善につながる積極的な賃上げの実現をめざします。
- この間の物価上昇による実質賃金の減少分を回復し、賃金底上げによる生活改善につなげるため、だれでも月額20000円以上、時間額150円以上の賃上げをめざします。

●パート・非正規と最低賃金の引き上げについて

- 最低賃金要求については、早期に時間額1000円を実現し、さらに時間額1500円をめざします。また、最低賃金引き上げに伴う中小企業支援策（業務改善助成金）について、京都府を含むすべての都道府県での適用を求めるとともに、直接支援とするなど抜本的な改善と大幅な予算増額を求めます。
- すべての職場で最低賃金協定の締結を求めます。産業・企業での最低賃金協定目標は、京都総評の最低生計費試算結果（単身税込み月額197,779円、時間額1138円<173・8時間>で計算<注>>）をめざし、産業・職場の実態にみあった金額を設定します。
- 雇用形態、性などによる賃金格差の是正、均等待遇実現を求めます。

●初任給要求

高卒 170000円

大卒 210000円

●年齢別要求

獲得目標 最低保障

25歳 240000円 200000円

35歳 330000円 265000円

45歳 415000円 315000円

2、要求に基づく積極的な賃金引き上げと底上げで生活できる賃金と、**地域経済再生を**

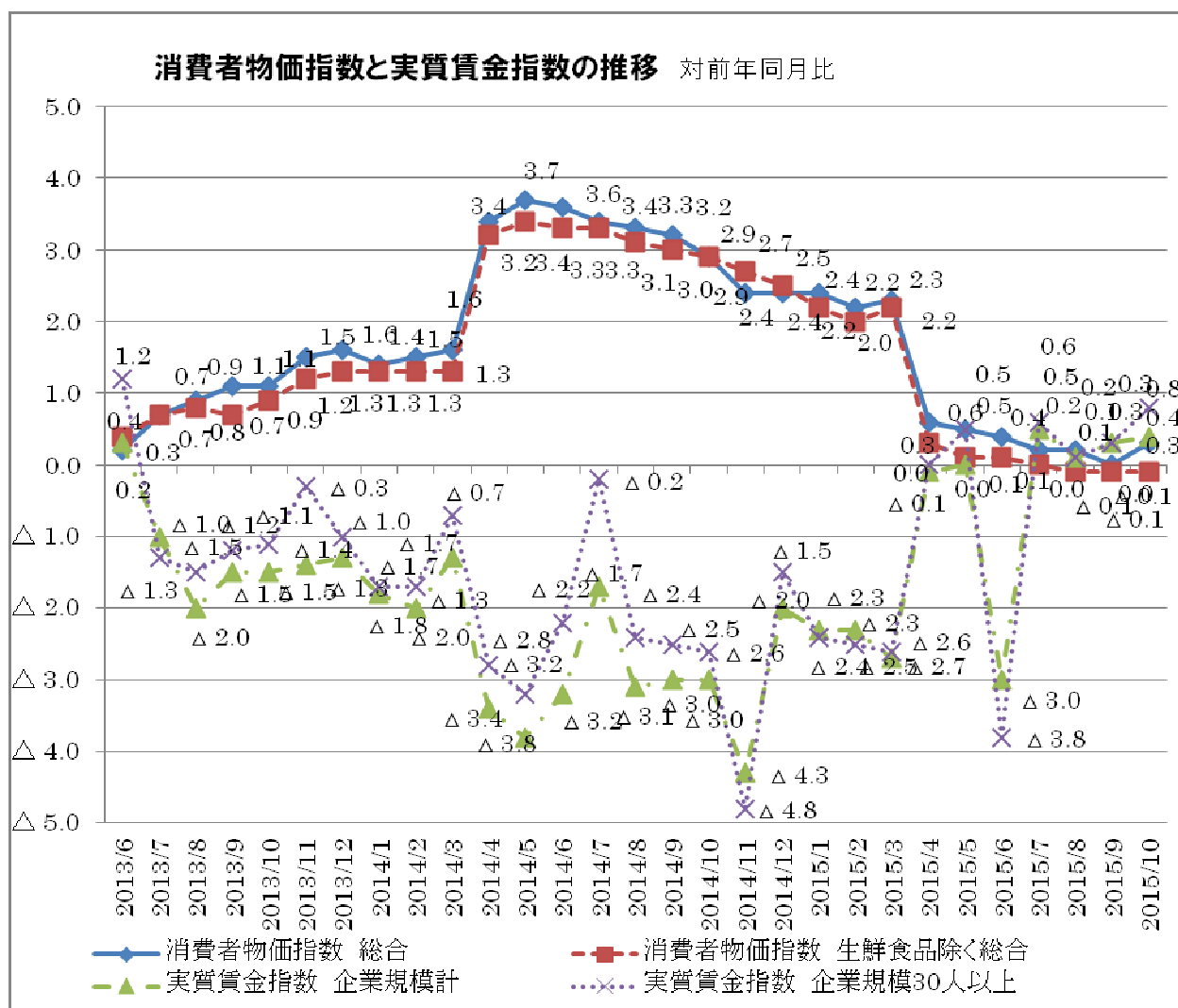
- (1) 2015春闘は、前年に引き続き首相が財界への「賃上げ要請」を行うなど、賃上げに向けた世論が作られる下でたたかわれました。こうした中、2015春闘の妥結率は2.38%で前年比0.19%増（厚生労働省の調べによる）、マスコミでも17年ぶりの高水準と報道しました。同時に中小企業労組でも粘り強い交渉の中で一定の前進を勝ち取りました。

しかし、政府・財界の賃上げに関する基本的な姿勢は依然「企業収益の拡大を賃金上昇につなげる」（「政労使合意」2013年12月）という、破たんしたトリクルダウン論に立脚

しており、物価上昇を加味した労働者の生活改善を前提とした水準とはなっていません。

(2) 消費者物価指数は、2015年4月～10月の期間で、 $\Delta 0.1 \sim 0.3$ の間で推移し、一見すると消費税増税による物価上昇に歯止めがかかったように見えます。しかし、ここでは2つの要因についてみておく必要があります。一つは、前年に消費税増税を含めて年率3.3%上昇したところとの比較であり、この推移はまさに「高止まり」であることです。もう一つは、原油価格が2014年の1バレルあたり93.13ドルであったものが、2015年には49.79ドル（1～11月の平均、いずれもWTIによる）と、約半減している中でのものであるという点で、原油価格がこれほど減少しても物価水準が下がっていないということです。

実質賃金については、2015年6月まで24カ月連続で低下した後、7月以降は上昇に転じたといわれています。しかしこの水準は0.1～0.5Pで、前年同期が1.7～3.4Pのマイナスであったこととの関係では、賃金改善には程遠い状況に過ぎず、しかも、「きまって支給する賃金」での比較では、2010年平均を100とした実質賃金指数では、消費税増税で一気に低下した2014年4月の96.8が2015年10月調査では94.1となるなど、「実質賃金上昇」とはとても言えない実態が広がっています。



(3) では、具体的にどの程度の影響があるかを見ていきます。

京都春闘共闘 2016 年春闘要求基準

○家計調査による勤労世帯の収入と消費（2014 年総務省・家計調査年報より）

平均世帯人員 2.74 人、平均年齢 46.4 歳

収入 468,367 円 非消費支出 86,439 円（18.5%）

可処分所得 381,929 円（対収入比 0.815）

消費支出 280,809 円（平均消費性向 0.735）

○実質賃金の連続減少（2015 年 10 月 毎月勤労統計調査より）

・2010 年平均を 100 とした、2015 年 10 月の実質賃金指数は 0.941

○2015 年 4 月以降、消費者物価指数は高止まりの傾向が続く（総務省統計）

・2010 年平均を 100 とした、2015 年 10 月の消費者物価指数は 1.035

○実質賃金指数、消費者物価指数から、3%程度の物価上昇の影響があり、同時に 2004 年家計調査で 0.841 であった対収入比可処分所得が、2014 年調査では 0.815 に減少しているように、非消費支出の増加も踏まえて 3.5%程度の影響を検討するべき

○非消費支出の増加が実際の生活に与える影響は大きく、生活改善に資する積極的な賃上げを考える際には念頭に置く必要がある。実際、「100 年安心」とうたわれた 2004 年「年金改革」以降でも、健康保険料率は 8.2%から 10.02%、介護保険料率は 0.89%から 1.58%、厚生年金保険料率は 13.58%から 17.828%へと大きく引き上げられている。また、税制においても「恒久減税」とうたった定率減税の廃止や各種控除の廃止など、様々な負担増が押し付けられている。このため、2004 年当時対収入比可処分所得は 0.841 だったものが大幅に減少している

○いくつかの賃金指標からの影響額の試算

・毎月勤労統計調査・一般労働者（きまって支給する給与・事業所規模 5 人以上）

329,633 円 非消費支出 61,641 円 消費支出 267,992 円

267,992 円×3.5%=9,380 円

・毎月勤労統計調査・一般労働者（現金給与総額・事業所規模 5 人以上）

404,723 円 非消費支出 75,683 円 消費支出 329,040 円

329,040 円×3.5%=11,516 円

・毎月勤労統計調査・パート労働者（きまって支給する給与・事業所規模 5 人以上）

94,232 円×3.5%=3,298 円÷88.1H=37.4 円

・毎月勤労統計調査・パート労働者（現金給与総額・事業所規模 5 人以上）

96,644 円×3.5%=3,383 円÷91.1H=37.1 円

※パートタイム労働者については非消費支出を勘案せず、同調査における「所定内労働時間」「総実労働時間」で除した時間額とした

以上のことから、一般労働者で月額 1 万円、パートタイム労働者で時間額 37 円の賃上げがあつてようやく、物価上昇による影響額を吸収できることとなります。

(4) 現在、一部の単産を除いて、春闘アンケートは中央単産で直接集約されてくるようになっていますので、国民春闘共闘の「働くみんなの要求アンケート」集約の特徴を下記に示しておきます。

現在の集約は一般労働者向けが 1 8, 9 9 4 人、パートタイマー向けが 2, 1 3 0 人です。

賃上げ要求額の分布は、「1万円」(35.2%、昨年 26.9%) が最も多く、「2万円」(16.9%、昨年 14.4%)、「3万円」(16.1%、昨年 16.8%) で、昨年とほぼ同様の傾向ですが、「1万円」が 8.3P 増加するとともに、全体に低めの回答が目立っています。単純平均で 22,745 円です。「NA」を除くと、「1万円」以上が 86.3%になります。

パートタイマーは、「1000円」(29.5%、昨年 31.0%) が最も多く、「500円」(22.2%、昨年 19.8%) 「2000円」(9.8%、昨年 9.8%) 「4000円以上」(9.1%、昨年 9.3%) と続き、昨年同様に「1000円」に集中する傾向となっています。単純平均で 1555 円です。

一般では平均額は昨年より下がり、逆にパートの平均額は昨年を上回っています。

こうしたアンケート結果からは、生活改善分の「底上げ」要求の基準としては、一般労働者で「誰でも月額 1 万円以上」、パートタイム労働者で「誰でも時間額 100 円以上」とするのが妥当となります。

そしてこの額に物価上昇分の影響試算額を加算し、要求基準としては、一般労働者「誰でも月額 2 万円」、パートタイム労働者「誰でも時間額 150 円以上」とします。

(5) 日本での賃金の減少は 1990 年代後半からで、世界の他の先進諸国との比較でも異例の事態となっています。1997 年との比較で、先進諸国で日本だけが 100 を切っています。国税庁による民間労働者の平均年収は、1998 年を 100 とすると 2014 年には 89.28(男女計)にまで落ち込みました。

そして、日本の労働者の全体の賃金総額は大きく減少しました。国税庁による民間給与総額統計で約 19.8 兆円減(98 年と 2014 年の比較)、内閣府による名目雇用者報酬統計では約 22.8 兆円(98 年と 2014 年の比較)と、規模が大きいものとなっています。厚生労働省の賃金統計でも同じ規模となります。これは、民間給与総額、雇用者報酬のそれぞれの約 13.5%~9.7%にのぼる比率を占め、アメリカ(日本からの輸出第一位、約 10.1 兆円)や中国(同第二位、約 8.9 兆円)への輸出総額を上回る規模となっています。

これらの賃金総額の減少の主要な要因は、正規雇用から非正規雇用への置き換え・急増です。それだけに、要求に基づく積極的な賃金引上げのたたかいとともに、最低賃金の引き上げ、賃金の底上げ、非正規雇用労働者の賃金の引き上げが重要となっています。これらの賃上げの実現なしに、日本の経済の再生はできません。

要求基準は、非正規雇用の労働者の賃金引上げにも重点を置きました。格差の是正、均等待遇の実現への一環としてとりくみを強化します。とりわけ政府・財界が「多様な働き方」と称して就業形態のさらなる流動化を狙っているときだけに、均等待遇を求める闘いが重要です。

また、アベノミクスによるデフレ克服も、トリクルダウンでの所得上昇も起こっていません。誤った政策であることを覆い隠そうと、安倍政権は財界に賃上げ要請を行うとともに、最低賃金を年 3%引き上げて、全国平均 1000 円とすると打ち出しています。これを受けて経団連は年頭の会長メッセージで「収益が拡大した企業に対し、昨年を上回る年収ベースの賃金引き上げを期待して、前向きな検討を呼びかけ」と応えたのみで、このままでは賃上げの流れは作れません。労働者の生活を守り、地域経済の再生のためには、賃上げによる内

需拡大の重要性がますます強まります。

3、最低賃金の引き上げについて

(1) 現行京都府最低賃金は、時間額で807円ときわめて低く、当面、時間額1000円への引き上げ、全国一律最低賃金制を求めていくことが必要です。今回の要求基準は、この間の運動の中で時間額1500円という要求が掲げられていること、最低生計費試算が全国に広がり、その平均値が1294円（173.8時間で換算した場合）となっていることなどから、時間額1500円を目指しつつ、速やかに達成する要求として時間額1000円を掲げました。

地域最低賃金とともに、企業内での最低賃金協定については、京都総評が試算した最低生計費をめざすこととし、それぞれの産業・職場の実態に見合った金額の設定をかけた。これらのことを基本に、以下の諸点を重視していきます。

- ①最低賃金の引き上げとともに、それに伴う中小企業支援策を改善・強化することを求めます。また、こうしたことが広く理解され賛同を得られるようにしていきます。
- ②昨年の改定により、現行の中小企業支援策について京都府が適用外となりました。昨年の審議会答申にあったように、すべての都道府県で制度が適用されるよう、改善を求めます。また、現行制度は極めて使いにくい制度であることもあり、十分に活用されているとは言えません。中小企業への直接支援の制度に改めるなど、制度の抜本的な改善、予算の大幅な増額を求めていきます。
- ③生活保護費の1割削減に続き、住宅扶助基準、冬季加算など、さらなる改悪が狙われています。乖離額の比較は3年前の統計を利用するために直ちには影響しませんが、抑制の動きが強まることが予想され、今後、最低賃金を引き上げるこれまでの主要な要素がなくなり、重大な影響を与えます。生活保護費の削減に反対するとりくみとも連携していきます。
- ④昨年の審議会を通じ、いくつもの自治体から最低賃金引き上げを求める意見書が上がっています。地域経済の浮上への期待でもあり、生活保護引き下げの動きと、こうした動きとのせめぎあいが続くこととなります。地域でのとりくみがいっそう重要となっています。

(2) 2006年最低生計費の試算の結果は以下のようなものでした。（一部、他に高齢世帯2類型、母子世帯6類型を試算）

①若年単身世帯 京都市内在住、賃貸アパート1K、男性、20代

最低生計費	164895円
税込み 月額	197779円
税込み 年額	2373348円

②夫婦と未婚子2人 京都市内在住、賃貸マンション3DK、40代夫婦、男子・中学生3年、女子小学生3年

最低生計費	402234円
税込み 月額	482205円
税込み 年額	5786460円

(2) の試算は、4人世帯の最低生計費です。収入については何も触れていません。あくまでここで言うモデルにもとづく4人が生活するうえで必要な最低生計費を試算したものです。

なお、最低生計費とは何かなどは、別途の報告書を参照してください。

注：173・8時間＝(40時間÷7日×365日)÷12ヶ月で、厚生労働省が労働基準法違反とされない数値として最低賃金と比較する生活保護の試算で利用している月あたりの労働時間。

4、労働者の生計費と要求基準・重点要求について

(1) 賃金実態について

【民間労働者給与実態調査】 労働者の賃金ダウンが続いてきましたが、国税庁の調査による1年前の民間労働者の給与実態調査では、

平成26年平均給与は、415.0万円（前年よりも1.4万円の増加）

この内 男性は 514.4万円（〃 3.1万円の増加）

女性は 272.2万円（〃 0.7万円の増加）となっています。

全体の平均値は、2008年から2009年という経済危機時に極端に減少し、その後若干の増減があり、この2年は増加となりました。しかしピークであった1997年の467.3万円から比べると52万3千円の減少です。

平成26年中に民間企業が支払った給与の総額は203兆80億円で前年よりプラス1.71%となりましたが、1998年比では、19.7兆円減少しています。

さらに、200万円以下の収入の労働者は、2014年で1139.2万人で、2013年より19.3万人増加しました。経済危機や震災などで増減があるものの、2006年以降1000万人台が続き、増加傾向となり、給与総額が増加した下で、格差が拡大していることを示しています。また、300万円以下の収入の労働者は、2014年で1942.1万人で民間労働者全体の40.8%を占めるなど2000年代に入って全体として低賃金労働者が急増し続けています。一方で中間層が大きく減少しつつ、2000万円超の階層も増加しているなど、富の偏在化と格差の拡大が特徴です。

【現金給与総額】 現金給与総額で見ると、平成26年は

5人以上規模 316,567円

30人以上規模 363,338円

昨年比では5人以上、30人以上規模とも若干の増加となっています。1998年と比較すると、5人以上規模でマイナス49,914円、30人以上規模でマイナス52,337円で、いずれも年間で約60万円～70万円のマイナスとなります。

【初任給について】 初任給は、厚生労働省の調査（平成26年）では、

高卒 158,800円（対前年比+1.79%）

短大卒 174,100円（対前年比+1.10%）

大卒 200,400円（対前年比+1.21%） でした。

【年齢別賃金の実態】

年齢階級別賃金実態は、別表のように、この約10年あまりの間、わずかに減少傾向の

中で横ばいで、経済危機直後、ほとんどの年齢層で減少し、年により特定の年代層で若干の増加がある以外は全体として減少しています。2014年は年代ごとのアンバランスはありながら、前年対比で上昇しているものの、一昨年水準に届いていない状況が見て取れます。男性との格差が激しい女性の場合は、全年齢層にわたって賃金が低く、その水準は横ばい状態が続いています。

(2) 労働者の生計費について

【総務省「家計調査年報」による実態】2014年の世帯平均(世帯人員2.74、有業人員1.49)の月平均の実収入は46万8367円、消費支出は28万0809円で、前年からさらに減少しました。

賃金関係での調査では賃金が減少していますが、この1年では家計調査でも世帯主収入も含めて減少しています。家計調査はサンプルの取り方や勤労所得以外の収入を加味しているため、単純に賃金指標と参照しづらい面がありますが、その数値でも減少していることを注視する必要があります。

【京都総評最低生計費調査】最低生計費として京都総評の2006年の最低生計費試算では、時間額で1138円です。また、この2～3年間に実施された、首都圏、東北、静岡などでの試算では時間額が1300円台となっています。これは、京都の試算が京都市内自転車通勤としたこと(交通通信費の違い)や、この間の非消費支出の増大が中心的な要因で、デフレの影響は主に食費ですが、結果として廃棄率を加算した京都以外の試算と京都の試算と大きな変化はありませんでした。